

【「預かり保育の無償について」の説明会について】

お忙しい中、説明会に参加いただきありがとうございました。

その際にいくつかの質問がありましたので、参考までに記述します。

なお、さらに詳しいことは個別に、高松市こども園総務課にお問い合わせください。

Q：今回、書類を提出しなければ無償の対象とならないのですか？

A：今回は10月1日の開始時に向けての申請です。それ以後も、生活状況に変化が生じた時（就労・出産・介護など～）に申請を出して認定されれば大丈夫です。



Q：この制度によって、これからのときわ幼稚園の預り保育はどうなりますか？

A：預り保育のシステムは何の変わりもありません。金額が無償になるか、今までどおりかというだけです。

Q：出産後8週間は無償の対象となりますが、それ以後はどうなりますか？

A：出産の条件における無償期間はそれで終わりです。それ以後は認定申請書にある①～⑨の条件で新たに申請をする必要があります。

Q：事業所がなかなか勤労証明書を発行してくれない可能性があり、7月25日の締め切りに間に合わない場合はどうすればいいですか。

A：幼稚園から市に事情を話しますので、必ず7月25日までには「だいたいいつごろ持参できるか」をお知らせください。

Q：認定の知らせはいつごろわかりますか。

A：市からは具体的な日程は提示されていません。わかり次第、お知らせします。